

2026伊豆大島夏まつり縁日出店申込について

★ 縁日の開催内容

【出店日時】 **令和8年8月8日(土) 午後5時00分～午後8時30分**
※荒天の場合は9日(日)・11日(火)順延、それ以降の場合は未定

【出店場所】 ・ **飲食出店：元町港口タリー付近（予定）**
 ・ **物販出店：元町港船客待合所周辺（予定）**

【出店経費】 ・ 出店料：1区画 5,000円
 ・ テント貸出料：1張 1,000円（希望する飲食出店者）
※料金については、出店者説明会の際に徴収いたします。

【申込について】 **申込受付：6/2(火)～6/26(金) 9時～16時 商工会事務所**
 （土日祝は除く、12時～13時は昼休憩のため受付しておりません）
※**メール（shokokai@island-net.jp）でも受付可能です。**
受付したメールについては3営業日以内に返信しますので、各自ご確認ください。返信がない場合はメール未達等の理由から受付されたとみなされませんので、お手数ですが商工会までご連絡ください。
（04992-2-3791）

【出店について】 ・ 予定区画数を超える申込があった場合は抽選とさせていただきます。
 ・ 出店区画数が上限に達しなかった場合に限り、申込時に2区画出店希望の団体は2区画出店できます。なお、2区画の出店希望が上限を超えた場合は抽選とさせていただきます。
 ・ 出店の可否・出店場所については、7月10日(金)までにメールもしくはLINE等にてお知らせいたします。
 ・ 出店場所は、付番した番号をもとに抽選とさせていただきます。

【申込用紙】 ・ 出店形態に応じて以下の用紙を作成ください。
※用紙は商工会事務所窓口で配布、または右下のQRコードや商工会ホームページ（https://island-net.or.jp/summer_fes/fair-performer/）からも必要書類一式をダウンロードできます。



●全出店者共通

- 1-1 縁日出店申込書
- 1-2 誓約書
- 1-3 従事者名簿
- 1-4 店舗用形態図（店舗用 or 車両用）

次に、食品を扱う出店者また車両にて販売する出店者は、以下の用紙も作成ください。

●食品販売出店者

- 2-1 行事における臨時出店届

●車両販売出店者（①～③はご自身でご用意）

- 2-1 行事における臨時出店届

- ① 営業許可書（写し）
- ② 免許書（写し）
- ③ 自動車検査証（写し）

★ 出店者説明会について

- 【開催日時】 8月4日(火)
- 【開催場所】 開発総合センター 1F 大会議室
- 【開催時間】 18:00～ 全体説明（飲食・物販出店者）
18:30～ 保健所による講習会（飲食出店者のみ）
- ※出店料（1区画 5,000 円）、テント貸出料（1 張 1,000 円）
については、説明会受付時に徴収いたします。
- ※説明会終了後に、出店関係車両ステッカー（全出店者）、テント・
水タンク（飲食出店のうち事前希望者のみ）を配布いたします。

☆出店するにあたって、代表者又は、代理の方の説明会への出席が必須条件です。

☆説明会に出席されない申込者は、出店を取消します。予めご了承ください。

☆当日都合がつかず、どうしても出席できない場合は事前にご相談ください。

※出店関係車両ステッカーについては 1 区画につき 2 枚配布します。

出店者関係者間での出店関係車両ステッカーの引き渡しはご遠慮ください。

出 店 条 件

- ◎ 夏まつり（縁日）にふさわしい店であること。
- ◎ 東京都暴力団排除条例が定める規制対象者に該当しないこと。
- ◎ 代表者が、大島町内に住所を有している、又は大島町商工会員であること。
従事者については、大島町内に住所を有していない者も認めることとする。
- ◎ 適正な(割引)価格、適正な販売方法で行うこと。
(近年、東京の縁日での価格より高いと苦情があります。ご注意ください。)
- ◎ 営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力すること。
飲食物等により出店区画が汚れた場合は出店者が責任をもって清掃し、原状復帰に努めること。

出店者に誓約していただく事

1. 2026 伊豆大島夏まつり縁日出店にあたっては、代表者・従事者全員が実行委員会及び警察・保健所(飲食店の場合)の指示に従います。
2. 適正な(割引)価格、適正な販売方法で行います。
3. 出店条件に反した場合は即営業を中止いたします。
4. 天候の悪化、自然災害等による日程の順延・中止等による損害等に対しては、出店者が責任を負い、実行委員会には一切迷惑をかけません。
5. 縁日への出店に伴う一切の行為により、公共物品、実行委員会所有の備品類、他の出店者、周辺住民、来場者等に損害、迷惑、自己その他の被害を生じさせた場合は、当方がその全責任を負い、実行委員会の指示に従い、損害賠償を含む一切の対応を自己の責任と負担において行います。
6. 準備及び片付けの為車を会場内に入れる場合は、実行委員の指示に従い必ず関係車両ステッカーを貼り徐行運転に徹します。
7. 出店にあたり火器を使用する場合は消火器の設置を約束します。
8. 出店場所については、抽選結果に従います。
9. 代表者、従事者及び団体の関係者等が東京都暴力団排除条例で定める規制対象者でないことを約束します。

※近年の夏まつりで、『押し売りされた』『注文して、さんざん待たされたが、結局商品が手に入らなかった』『店員が酔っ払っていて、対応がいい加減だった』などのクレームが寄せられています。これらは、楽しみに来場している方にとって非常に残念な思い出となります。

また、禁止をしている商品の販売（ビン類・未加工の生肉の調理など）や、届出と異なる商品の販売、また歩道をふさいで出店者の休憩スペースとして使っている団体も見られました。これらは、事故につながる禁止事項です。

安全で楽しい夏まつりとなるよう注意事項を遵守し、実行委員の指示に従うようご協力をお願いいたします。

★ 縁日参加における注意事項

※当日携わるすべての方がご一読ください。



以下の内容に反する場合
当日の出店を停止します。

【出店者が準備する物】	① 陳列台 ②照明器具 ③延長コード ④火器を使用する店舗は消火器 ⑤ 電気器具を使用する場合は発電機等 ※照明用の電源コンセント1個は、主催者が用意します。 ⑥ (飲食店のみ) 手洗い用水タンク(18L以上)と水 ※水タンクは希望者に無料で貸出いたします。 ※水は各自ご用意下さい。 ⑦ テント用の重り ※必須 (港付近は風が強いためテントが飛ばされないように) ⑧ コンパネ ※焼き台を使用の場合は必須 ⑨ ブルーシート ※アスファルトやタイルが汚れそうな場合は適宜用意
【火器取り扱い】	平成25年に発生した福知山市花火大会の事故をうけて東京都と大島町の火災予防条例が改正され、 火器を使用する場合は消火器の設置が義務付けられました。 燃料補給時の事故を防ぐため、発電機を使用する場合は燃料を満タンにしてから使用してください。やむを得ず予備燃料を使用する場合は、ガソリン携行缶(金属製)にて保管し、エンジンを止め冷却してから行ってください。
【照明用の電源コンセントについて】	照明用の電源は最大1区画300ワットまで。＜電球使用目安：50wの裸電球で6個位まで設置可能＞仮設電源は近隣の店舗と共有していますので、300ワットを超えると近隣一帯の電源が落ちて営業妨害となります。
【緊急時の通路確保】	歩道に段ボールや荷物を置かないこと。また、通路にイスなどを並べ休憩スペースを作っている団体が見受けられますが、歩道に設けることは禁止します。また、区画からはみ出さないようお願いいたします。
【飲酒の禁止】	出店中の飲酒は、接客においてのトラブルや事故の原因となりますので厳禁です。
【近隣への迷惑防止】	民家や一般の商店に迷惑を掛けない。 (庭や水の無断使用厳禁) 出店中に出了ごみは各自責をもって持ち帰ること。また出店区画周辺が汚れた場合はきれいに掃除し、原状復帰に努めること。
【飲食販売】	○実行委員会で一括して手続きを行います。出店内容によっては許可にならない場合があります。取扱食品や作業内容等について不明な場合は、事前に保健所にご相談をお願い致します。※詳細は別紙「【参考】取り扱い可・不可食品一覧」をご確認下さい。 ○保健所の届出については、1区画1品目が原則となります。 <u>ただし、メニューごとに「調理場所」、「調理担当者」、「販売場所」を分けて行うことが可能な場合のみ、1区画最大2品目まで認めます。</u> ○飲食出店の場合は屋台用テントを各自ご用意下さい。ご用意できない場合は有料(1張1,000円)で貸出します。 ○ 個装品に関しては営業許可書のある店舗でしか製造ができません。 ○ 個装品の販売の場合は食品表示シールを必ず貼付してください (記載例別紙1参照) ○個装品の種類について制限はありませんが販売までの保管を安全にできる範囲内でお願いします。(特に直射日光を避け涼しいところで保管)
【使用容器】	飲食店で使用する容器は使い捨ての容器を必ず使用して下さい。
【販売の制限】	ガラス容器に入っている商品は割れてケガの原因となるため販売禁止です。
【アルコールの取り扱いについて】	アルコールの販売はコップに注ぐか、缶のプルタブを空けて販売をお願いします。 缶を空けずにそのまま渡すと酒税法違反 となりますのでご注意ください。

